



議会だより



かわち

第 64 号 2021.11.15 発行



Contents

第3回河内町議会定例会… P2
一般質問…………… P6

写真：県道河内竜ヶ崎線バイパス開通

令和 3 年

第 3 回 河内町議会 定例会

9月9日から9月16日までの8日間の会期で開かれた定例会において、提出された報告4件、条例改正3件、契約1件、補正予算6件、議員提出議案1件について審議され、また、令和2年度会計決算が決算審査特別委員会に、請願1件が常任委員会に付託されました。
その結果についてお知らせします。

◆ 議案の内容と結果 ◆

審議結果
(賛成:反対)

報告第1号	令和2年度河内町一般会計継続費精算報告について	報 告
	継続費に係る防災行政無線デジタル化整備事業が完了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和2年度河内町一般会計継続費の精算報告をするもの	
報告第2号	令和2年度河内町健全化判断比率の報告について	報 告
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて報告するもの	
報告第3号 報告第4号	令和2年度河内町下水道事業特別会計にかかる資金不足比率の報告について 令和2年度河内町水道事業会計にかかる資金不足比率の報告について	報 告
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告するもの	
議案第1号	河内町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 (9:0)
	河内町役場分庁舎設置規則の公布に伴い、本条例の一部を改正するもの	
議案第2号	河内町印鑑条例の一部を改正する条例	原案可決 (9:0)
	マイナンバーカードを利用した多機能端末機による証明書の交付開始に伴い、本条例の一部を改正するもの	
議案第3号	河内町手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決 (9:0)
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及びマイナンバーカードを利用した多機能端末機による証明書の交付開始に伴い、本条例の一部を改正するもの	
議案第4号	令和3年度河内町一般会計補正予算(第3号)	原案可決 (9:0)
	歳入歳出予算の総額に115,471千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,821,669千円とするもの	
議案第5号	令和3年度河内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決 (9:0)
	歳入歳出予算の総額に671千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,164,584千円とするもの	



議案第6号	令和3年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決 （9：0）
	歳入歳出予算の総額に 8,032 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,209,783 千円とするもの	
議案第7号	令和3年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決 （9：0）
	歳入歳出予算の総額に 909 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 11,305 千円とするもの	
議案第8号	令和3年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決 （9：0）
	歳入歳出予算の総額に 12,830 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 354,350 千円とするもの	
議案第9号	令和3年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決 （9：0）
	第4条資本的支出の予定額の総額に 2,886 千円を追加し、資本的支出の総額を 89,378 千円とするもの	
議案第10号	サイクルステーション建設工事請負契約について	原案可決 （9：0）
	令和3年9月14日に指名競争入札に付した工事について、請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの	
議員提出議案 第1号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	原案可決 （9：0）
	地方創生、防災・減災対策等の取り組みとともに、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくために、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く要望するもの 提出者：諸岡 周示 議員	

※議長は可否同数のとき以外は表決に加わりません。

請願

◇小林町歩地区（町道1254号線）舗装工事に関する請願

【請願者】河内町小林町歩 吉田 春吉

小林町歩区長 川村 裕一

【紹介議員】宮本 秀樹 議員

【議決結果】採択

人事案件



人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の推薦にあたり、次の者を適任としました。

諸岡 好一氏（新任）

河内町源清田 2060番地

【任期】3年 法務大臣委嘱日より

選挙第1号

河内町選挙管理委員の選挙について

令和3年9月27日の任期満了に伴い選挙を行うもので、4名の方が河内町選挙管理委員に当選されました。

生板 北口 弘毅氏
源清田 林 博行氏
長 竿 岡野 稔之氏
金江津 内藤 良夫氏

選挙第2号

河内町選挙管理委員補充員の選挙について

令和3年9月27日の任期満了に伴い選挙を行うもので、4名の方が河内町選挙管理委員補充員に当選されました。

生板 野澤 良雄氏
源清田 佐藤 則夫氏
長 竿 熊木 恒夫氏
金江津 加藤 幸生氏

【任期】4年

令和3年9月28日から令和7年9月27日



令和2年度 会計決算を認定

令和2年度各会計決算の認定については、「決算審査特別委員会」を設置し、慎重な審査を行い、7会計すべて認定されました。

会計別歳入歳出決算概要

会 計 名		歳 入（収入）	歳 出（支出）
一 般 会 計		65 億 5,916 万円	60 億 2,615 万円
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	12 億 3,021 万円	10 億 4 万円
	介 護 保 険	12 億 2,233 万円	11 億 3,447 万円
	介護サービス事業	1,004 万円	906 万円
	後期高齢者医療	1 億 3,042 万円	1 億 2,351 万円
	下 水 道 事 業	3 億 3,576 万円	2 億 8,121 万円
合 計		94 億 8,792 万円	85 億 7,444 万円

水道事業	収 益 的	2 億 3,502 万円	2 億 3,490 万円
	資 本 的	0 万円	6,901 万円



決算審査特別委員会質疑

9月9日、10日の2日間で開催された委員会での質疑を一部紹介します。

Q 防犯灯は何台くらいあるのか

A リースが約 1300 台、その他町で設置が約 350 台、合計約 1650 台です。

Q 滞納者に対して、徴収員等による訪問徴収を行っているか

A 以前は徴収員を雇って訪問徴収を行っていたが、現在は訪問ではなく預貯金や給与等の調査を行い差押等の滞納処分をしています。徴収員を雇用しての訪問徴収については、費用対効果等を精査し検討します。

Q 令和2年度の浄化槽補助対象は46基となっているが、令和3年度現在の状況は

A 当初分で25基、今後、国・県への追加申請を行い、12月に補正予算を計上して令和2年度と同等程度を見込みます。

Q 以前は、補助事業を活用せずに合併浄化槽を設置したが更新は対象となるか

A 目的は水質改善としているため汲取り、単独槽からの転換に対してが基本です。国の要綱も毎年変わるので、個別に精査しています。

Q 現在のメール配信システムについて、学校とこども園は同じものか

A これまでは同じシステムでしたが、令和3年度からはかわち学園は、アプリ対応のシステム「すぐる」に変更しておりますので、現在は違うシステムを利用しています。

Q スクールバスと給食費の未納世帯数はどのくらいか

A 現年度分は、どちらも6世帯程度で、過年度の学校給食費は16世帯です。

Q つつみ会館の避難所整備工事とは

A つつみ会館は、避難所としても利用することから、避難された方のスペース確保のため、フロアの張替え等を行いました。



一般質問

令和3年第3回定例会において、3名の議員が町政について質問しました。要旨をまとめたものです。詳しくはホームページをご覧ください。



佐川 洋司
議員

新型コロナウイルスについて

議員 新型コロナウイルスの単離標本不存在、病原性が科学的に証明されていないが、ワクチン接種の是非に関わる問題なので早急に調べてほしい。

町長

新型コロナウイルスの調査は国や研究機関において行われるものであり、ウイルスの分離は国立感染症研究所において公表されている。ワクチン接種の安全性は厚生労働省から

公表され、ファイザー社、アストラゼネカ社、モデルナ社のいずれも薬事承認をされている。町として調査を行う予定はなく、予防接種法に基づいて接種できるワクチンと認識し、今後も国の方針に基づきワクチン接種を含め様々な施策を行ってまいりたい。

ワクチン接種にかか る同調圧力について

議員 職場や施設内での同調圧力防止のため、どのような対策を取ったか。接種対象者を子供まで拡大することは、親などの身近な大人の判断、指示に従わざるを得ない状況に子供たちを追いやることになり、任意接種とは真逆の事態になると思われるが、どう判断するか。

町民課長

ワクチン接種に限らず職場や学校などでの差別を受けることは、人権の保護の観点からあってはならない。今回の予防接種は感染症の緊急の蔓延防止の観点から実施するもので、予防接種法第9条の規定が適用。努力義務ではあるが、ワクチン接種のリスクと効果の双方を理解し本人同意の下に受けていただくもので、受ける権利、受けたくない権利どちらの権利もあり、考え方も強制されるべきではない。県では、新型コロナウイルス感染症の感染者と家族、医療従事者等への不当な差別的取扱いを条例で禁止し、職場や周りの方など接種を受けていない人に差別的な扱いをしないように啓発している。いじめや嫌がらせなどで自ら命を絶つという痛ましい結果につながるケースもあり、人権の尊重はとても大事なことでと認識をしている。冷静な判断で思いやりのある行動の心がけをお願いしたい。

教育長

7月16日付で、町から満12歳から15歳の児童生徒の保護者へワクチン

接種のお知らせが発送。かわち学園では7月20日終業式の式辞で、満12歳から15歳の児童生徒にはワクチン接種のお知らせが町から送られてくること。ワクチン接種は強制ではないこと。自分の健康に関することであり、体質や体調を考え家族や医師によく相談をして決めることを話している。小学6年生から中学3年生までの児童生徒の発達段階を考えると、様々な情報を基に自分だけで判断することは難しく、保護者や家族と相談することが必要。子供たちにとってどちらの選択がよいのか、家庭で十分に話し合って決めていただきたい。

かわち学園では、人権教育を全ての教育活動の中で計画的に進めている。いじめ防止と人権意識の向上をねらいとして、全学級でいじめ防止の標語を作り発表して、児童生徒からいじめ防止を訴えた。教職員はいじめは絶対に許さないという姿勢で常に指導に当たっている。町教育委員会では、毎年かわち学園の児童生徒を対象に、人権教育講演会と学習会を主催。後期課程の生徒に、お年寄りへの理解と関わりを演題とした



講演会を10月21日開催予定。前期課程の児童に、学年の発達段階に応じた内容で学習会を開催する。

ワクチンの成分と健康被害について

議員 ワクチン接種者の健康被害の実態、ワクチン成分等の情報を随時確認しているか。

町民課長

このワクチン接種は我が国でも経験したことのない大規模なものであり、国の責任の下、国の指針に基づき自治体は接種を実施。ワクチンの成分は厚生労働省から説明がなされ、予防接種法に基づく医療機関からの副反応疑い報告状況は国の資料として公表されており、確認をしている。ワクチン接種による副反応の健康被害が起きた場合の補償は、健康被害が予防接種によるものと厚生労働大臣が認定したときに予防接種法に基づく救済制度が国において設けられ、認定に当たっては国の審査会で因果関係を判断する審査が行わ

れる。

8月末時点、町ではワクチン接種された方が約6,700人、接種対象者の約8割以上が1回目接種を終了、県内1位の接種率であり、御協力いただいた医療機関の皆様へ感謝申し上げる。ワクチン接種は発症や重症化を予防する効果があるが100%ではない。引き続き、基本的な感染予防対策を継続し、可能な限り御自身が周りの方を守っていくことをお願いし、今後も国の指針に基づき、町民の安心、安全のために行政の役割を果たしていく。



子宮頸がん予防ワクチン接種について



星野 初英
議員

議員 定期接種が始まってから現在までの接種者数、対象者に対する個別接種の通知内容と接種方法について伺う。

町民課長

子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）は、平成25年4月1日より予防接種法に基づく定期の予防接種となったが、平成25年6月14日に国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン検討部会で審議した結果、ワクチンとの因果関係が否定できない持続的な痛みや運動機能障害が特異的に見られることから、副反応の発生頻度等が明らかになるまで定期接種を積極的に勧奨しないよう厚生労働

省から勧告があり、町でも積極的勧奨は行っていない。

HPVワクチン接種者数の推移は、平成25年度13人、平成26年度から令和元年度まではゼロ人。令和2年度1人。

積極的勧奨はしていないが接種自体は中止しておらず、対象年齢で希望される方が公費接種可能な制度を知らずに機会を逃してしまわないように情報提供することを県から通知があり、国の定期接種実施要領に基づき標準的接種年齢の中学校1年生から高校1年生までの方に、ワクチンの説明、リーフレットを個別送付。町では接種の効果やリスクを保健師から直接保護者へ詳しく説明し、正しく理解をしてから接種を受けていただくため、希望する方には予診票を保健センターまで取りに来ていただくか、電話後に郵送で送付している。健康ガイドブックには、HPVワクチンの内容を掲載している。

議員 無償接種期間に接種できなかった人たちのために、一部助成はできないか。



町民課長

HPVワクチン接種は予防接種法に基づく定期接種として位置づけられているが、国からの通知に基づき、平成25年以降は積極的な接種勧奨を差し控えており、定期接種の機会を逃した方への支援は、原則、国で検討されるものと考えている。町は、国の方向性や動向に注意しながら進めていきたい。

子宮頸がん、乳がんなどの女性特有のがんになる方も年々増加しており、健診を受けて早期に発見すれば治癒率も高いことから、健診での早期発見も大切である。現在も健診に対する支援は行っているが、支援の拡充も町長と相談しながら検討していきたい。



防災用備品の総点検について

議員 指定避難所の備蓄倉庫内にある食料品等の備蓄品の残存数や今後の拡充計画を伺いたい。

危機管理監

町では昨年度、全ての防災倉庫と避難所の備蓄品を整理した。町内の防災倉庫3か所（福祉センター、中央公民館、つつみ会館）、指定避難所4施設（旧生板小学校、西共同利用施設、みずほ分庁舎、かわち学園）の食料品、水を令和3年度に10年保存のものを配置し、そのほかの必要備品も備蓄し管理している。広域避難所、支援隊へも搬送できるように、旧長竿小学校、河内町役場、旧農協に備品を保存。広域避難所への物資搬送用として車両2台、3密を避けるための2人用ワンタッチ間仕切り、アルミロールマット、コロナ対策として、電動のアルコール噴霧器、マスク、職員用のガウン、防護服などを購入。

今後、県より避難所間仕切り

100張りを貸与いただくよう段取りした。女性専用の更衣室、授乳室を間仕切り等のプライバシーに配慮したレイアウトづくりを進めている。アレルギー対応食品等の必要備品の購入も含め、女性目線での避難所生活についても検討していく。

読書通帳について

議員 かわち学園における読書活動内容を伺いたい。

教育委員会事務局長

かわち学園は平成30年度から2年間の県から学校図書館支援事業モデル校の指定を受け、読書活動の推進に取り組んでいる。特に読み聞かせ活動に重点を置き、児童、生徒の読書への関心を高めた。4年生から6年生の年間読書量50冊達成者が、令和元年度は前年度比5%増となり、読書意欲の向上が見られる。図書委員会の児童生徒を中心に傷んだ本の修繕作業にも取り組み、本を丁寧かつ大切に使うとする気持ちを育てる

活動が評価され、令和3年度子供の読書活動優秀実践校として文部科学大臣表彰を受けた。

県の「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」は、4年生から6年生は年間50冊以上で県教育長、3年間で300冊以上で県知事が賞状を授与、7年生から9年生は年間30冊以上で県教育長、3年間で150冊以上で県知事が賞状を授与している。かわち学園独自で1年生から3年生に年間50冊、100冊、300冊を区切りに校長先生から読書賞を授与し、低学年から読書意欲の向上に努めている。

議員 中央公民館図書室の現状を伺いたい。

教育委員会事務局長

中央公民館図書室は、蔵書数約1万1,000冊、閲覧席8席とキッズスペースがあり、休館日は月曜日、祝日。土曜日、日曜日はシルバー人材センターに委託して本の貸出し作業を行い、平日は中央公民館玄関に設置してある内線電話で職員を呼び出す。週に1日2時間、かわち学園



図書室の司書が本の整理を行っている。年間貸出冊数約1,100冊、貸出件数400件、利用者実数80名、同じ方が繰り返し利用されていると思われる。

議員 皆さんが利用したい図書室になるように、手を加えることはできないか。

教育委員会事務局長

中央公民館図書室の蔵書のほとんどは出版から20年以上たっている古い本であり、3年前から古い本の除籍を積極的に行い現在は本棚に空きがあるが、図書購入予算の関係もあり補充が進まない。室内の照明が図書室全体、特に本棚の並んでいるところで影になり暗くなっており、キッズスペースの本棚はサイズが大きくなった絵本が入らないなどの施設面でも古くなっている。現在の中央公民館図書室は利用者が少ないから予算をかけず、蔵書や施設も古くなって利用者が離れていくという悪循環になってしまっており、今後、いろいろな課題もあるが財政面を考慮の上、読書環境の充実に向け

て検討していきたい。

議員 読書通帳の導入を提案したかったが、その前に図書室の充実が必要ではないか。

町長

東側の中央公民館は建築から50年を経過し、県の建築指導課から耐震調査の指摘があり耐震補強の設計をする予定であったが、古い建物でアスベストが入っていることが判明し、予算が足りなくなった。現地調査も行った結果、解体しない場合の改修費で約2億円かかり、新しく建物を建てても約5,000万円ほどの差であるため、可能であれば東側の建物を解体して、図書室、調理室、学童と2階建てにすることで駐車場が30台ぐらい取れ、有効活用もできると思う。いろいろな工夫をしながら充実させ、子供たちがより図書館、図書室を利用できるような体制を進めていきたい。



諸岡 周示
議員

防災・減災対策について

議員 いざという時の避難の呼びかけ、避難所の確認、安否確認など、もう一度事前の訓練や関係団体との確認、啓発活動が必要ではないか。

危機管理監

防災ガイドブック、洪水ハザードマップを、昨年8月に全戸配布して1年が経過したが、議員、区長会議、要望のあった地区、民生委員の定例会、消防団会議でも説明してきた。配布前にはなかったが、町の皆様から質問をいただくようになり、意識づけにつながったと感じている。今後も啓発活動を軸として歩みを進めることが、防災担当の使命であり、

継続して取り組んでいく。

総合防災訓練実施の際は、消防団、民生委員の安否確認や避難の声かけをする訓練を行い、仕組みもつくってきた。防災無線で発表される高齢者避難をタイミングとして、防災無線が聞こえない方に対し、キラリメールを発信して避難を促す。稲敷広域消防本部との連携として、必要とされる要配慮者に緊急通報システムを設置し、けがや急病で体調が悪くなった等、動けない状態のときに体に身につけたペンダントを押すと消防署に通報が届き、救急車や消防車が駆けつけて支援を受けられる。県と情報共有を図り、インターネットサイトVACANで避難所の混雑情報をお知らせしており、確認して密を避けることは新型コロナウイルス対策にもつながる取組の一つ。

緊急時、人を動かす一番大切な手段は御近所同士の声かけ避難であり、顔見知りのおじいちゃん、おばあちゃんに声をかけて危機が迫っていることを知らせること、独自のマイ・タイムラインの作成を進めることも重要。自主防災組織も徐々に増



え、逃げる際に誰がどなたに声をかけ避難を促してから逃げると明確な仕組みをつくる地区もある。今年8月に住民避難を下支える地元の防災リーダー的な集まりの河内町防災士連絡会が設置され、地域防災の自助共助力推進に向けた意見が活発に交換された。町は今後とも大規模災害に向け、逃げ遅れゼロを目指し、防災・減災について取り組んでいく。

議員 今回の補正予算案で防災費、地盤調査費が計上されているが、将来的に何か考えがあるのか。

町長

今回の補正予算案で地盤調査という名目で取ったが、片巻の消防出張所跡地に防災タワーを計画している。防災タワーは屋上までで15メートルから20メートルぐらいの真四角の塔で、約300人収容できることを構想。屋上からヘリ救助ができるため徒歩、自転車での一時避難としても有効であり、安全・安心を守り、いろいろな訓練等もできるようなシステムを構築することで、防災の意

識が高まることにつながる。茨城県でも3番目の施設になり、非常に話題性も多い。費用面、地元の賛同が得られれば、前に進めるためになるべく早めに丁寧な説明をして、いろいろなアドバイスをいただきながら御理解いただきたい。

議員 災害時、道路復旧、水道管破裂等の場合に備え、町内の業者と災害協定、事前の連絡網の整備ができれば、早急に対応ができるのではないか。

総務課長

町では平成6年、県内44市町村との災害時等の相互応援に関する協定をはじめ、災害時等の支援に係る様々な協定を締結。令和3年9月現在、29協定が締結され、令和3年度には株式会社カスミ、ドローン産業株式会社等と災害時等の支援協定も締結。令和2年6月、利根川等の大規模水害に備え、稲敷市、阿見町、美浦村と大規模水害時における避難所施設利用に関する覚書を取り交わし、3市町村の施設を町の広域避難

所等として利用できることとなっている。

現在、町と町内の建設会社等との災害復旧に係る支援協定の締結はないが、被害設備等の復旧を早急に行うために、今後、町内の建設会社等との個別協議、町内外の建設会社が加盟する県建設業協会の支部、様々な業種が加盟する町商工会等と災害復旧に係る支援協定の締結等を町長や都市整備課等の関係各課とも相談し検討していく。

都市整備課長

当町でも東日本大震災では道路等の破損や液状化、令和元年の台風による道路冠水等の甚大な被害を受けているが、災害時に迅速に復旧して町民の生活を確保することは重要と考えている。これまで災害時に町内の業者に発注しできるだけ早く復旧に努めてきたが、現在、町の建設業者等と災害復旧協定は締結していない。一度災害が発生すると道路、上下水道、電気等様々なところに影響が出てくるため、災害発生時の初動対応が重要と考えているが、応急復

旧活動を行政だけで対応することは困難であり、町内建設業者等に協力を得て、早期復旧のために災害復旧協定の締結を進めていきたい。協定を締結する際は、町へ入札資格審査申請を提出している町内業者、小規模事業登録業者の中から協議していきたい。今後、町長はじめ関係機関、関係各課と相談しながら進めていく。



農業支援について

議員 現在営農計画書の提出はどのくらいの面積なのか。50ヘクタール未満の中規模農業者はどれくらいいるのか。

経済課長

令和3年度の水田台帳等に記載の



農業者1,483名のうち、営農計画書を提出した農業者627名、提出率約42・2%。営農計画書を提出した農業者の経営面積は、水田台帳等の耕作面積約2,569ヘクタールのうち約1,651ヘクタール、割合約64・2%。未提出者の多くは、小規模な自給的農家や、農地を所有しながら基幹的な農作業は委託して管理のみを行っている方ではないかと想定している。

2020年農林業センサスの集計で、50ヘクタール未満の中規模な農業経営体の数は全ての経営体数534のうち531経営体、割合約99・4%。これ以外の50ヘクタール以上の大規模な農業経営体は3経営体。最も多い経営面積の階層は、2ヘクタール以上3ヘクタール未満158経営体、3ヘクタール以上5ヘクタール未満104経営体。5ヘクタール以上から50ヘクタール未満99経営体、2ヘクタール未満170経営体。最も経営体の数が多い経営面積の階層は、5ヘクタール未満の経営体が全体の約8割を占めている。

議員 担い手確保、育成問題に対し、農家、農業従事者、町、農業委員会、JAなどで一体的な取組が必要ではないか。カメムシ対策等の薬剤散布の補助金はどのようにしたがるか、このほか補助金の拡充はどうなっているか。

経済課長

町の基幹的な農業従事者数は、5年前の726人から617人に減少、割合約15%減。各関係機関が一体となって、担い手の確保や新規就農者支援に取り組むため、人・農地プランに基づき、将来的な農地集積や集約化について担い手の意向把握しながら、地域や集落での話し合いを進めていきたい。

補助金の拡充は、これまでも需要に応じた米の生産に関して経営所得安定対策等における町の単独奨励金の支援を実施。昨年、交付総額約4,800万円を申請者149名に支援を行い、主食用米と同様の価格水準となるよう農業者の所得確保に努めてきた。カメムシ等への防除事業費補助は、今年度7月より申請受付開始。

国や県の補助事業では、高い目標水準を持つ農業の中心経営体は取組水準に応じて配分基準ポイントの高い順に補助金の配分を受けてきたが、農業従事者数が減少していく中、地域農業を下支えしている農業経営体の中で最も多い中小規模の農業者に対する支援が、地域農業の安定化を図る上でも必要になってくる。町としても補助金の拡充は農作業の効率化や生産性の向上を図りながら、将来にわたり地域農業を支え、主体的に農業経営の発展を目指す農業者に活用いただけるよう、地域農業の振興にもつながる適切で効果的な補助制度を検討していく。

町長

農業の衰退が町の衰退にもつながる危機感を非常に持っている。65歳以上の就農が約7割を超え、小さい農家が多いがこれから先はもっと減っていくことが予想される。町で2,750ヘクタールの農地があるが、100人ぐらいまで絞らないと米で生計は立たないのではないかと、機械を全てそろえると収益も出ず、

これからの担い手もなかなか育たない。町では来年度から3年を目途に単独の補助金をつくり、農家で意欲もあり認定も受けている方に、役に立てていただければと考えている。まだまだ農家を続けるぞという意欲をかき立てていきたい。これからは米だけでは生活するのは厳しいと思われるため、野菜等のいろいろなものにも転化し、もうかる農業を目指して、町が先頭に立ってかじを切っていききたい。皆様から前向きな意見をいただきながら、農家を守っていききたい。



議会を傍聴してみませんか



議会はどなたでも傍聴することができます。
定例会は原則、3月・6月・9月・12月に開催されます。
詳しくは、議会事務局までお問合せ下さい。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、役場庁舎1階ロビー
または2階会議室のモニターでの傍聴となる場合がございます。
☎ 0297-84-2111 内線 201

この議会だよりは、会議で行われた内容を要約してお知らせしております。詳しくは、町のホームページにある河内町議会より会議録をご覧ください。また、議会に関するその他の情報もご覧いただけます。

URL <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/gikai/index.html>

なお、議会会議録は、公共施設（役場、福祉センター、農村環境改善センター、つつみ会館）にもありますのでご覧ください。

◆ 議長及び議員の主な動向 ◆

令和3年8月から令和3年10月

*** 8月 ***	
3日	空家等対策協議会
6日	議会全員懇談会
17日	小中学校再活用審議委員会
20日	町村会・議長会合同定例会
25日	例月出納検査
27日	議会全員懇談会 議会運営委員会

*** 9月 ***	
7日	イルミネーション実行委員会
9日	第3回定例会開会 決算審査特別委員会
10日	決算審査特別委員会 総務経済常任委員会
13日	総務経済常任委員会
16日	第3回定例会閉会
24日	例月出納検査

*** 10月 ***	
10日	航空機騒音対策協議会
18日	小中学校再活用審議委員会
20日	龍ヶ崎地方衛生組合議会全員協議会
21日	議員研修会
22日	文化協会加盟団体代表者会議
25日	例月出納検査
29日	龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会

※ほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、公務が中止、延期もしくは開催規模が縮小されました。

